

中国の対「中国」輸入と香港の 中国向け再輸出との関係

増田 耕太郎 *Kotaro Masuda*

(財)国際貿易投資研究所 研究主幹

中国の輸入統計の相手国に「中国」がある（本稿では“対「中国」輸入”と記す）。対「中国」輸入額の増加は著しく、2003年以降4年連続し100億ドルを大きく上回るペースで増え、2006年の輸入額（約733.6億ドル）は総輸入額の9.3%を占めている。

対「中国」輸入は中国原産品の輸入と考えられる。対「中国」輸入の急増は何を示すのか、中国貿易と密接な関係にある香港の再輸出統計などを手がかりに検証する。

この問題は、本誌では「中国貿易と香港の再輸出」（49号：2002年）、「中国の対「中国」輸入と華南の生産品」（53号：2003年）（以下「前回報告」と記す）としてとりあげた。本稿はその続編である。

1. 中国の輸入総額の9.3%を占める対「中国」輸入額

中国の対「中国」輸入は、中国の輸入統計における輸入相手先としての「中国」を指す。対「中国」輸入は、中国原産の商品が国外に出荷さ

れた後、中国に再輸入した貨物であると考えられる。近年、金額の伸びが大きく全輸入額に占める割合（対「中国」輸入比率）が高まっている（図-1）。

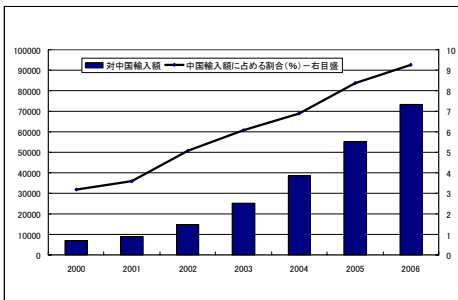
- 2006年の対「中国」輸入額は733億6,600万ドルで、総輸入額（7,917億9,400万ドル）の約9.3%を占めて

いる。中国の輸入相手先としては、日本、韓国、台湾に次ぐ4番目である。対「中国」輸入額の規模を2006年の主要国の輸入総額と比べると、ブラジル(776億ドル)、デンマーク(743億ドル)、インドネシア(695億ドル)等に匹敵する。2000年から2006年までの6年間に中国の総輸入額は3.5倍の増加に対し、対「中国」輸入額は10.2倍の増加となっている。その間の年平均の伸び率は47.3%と驚異的である。

その結果、総輸入額に占める対「中国」輸入額の割合は高まり、2000年の3.2%から2006年には9.3%まで上昇している。

図一 中国の対「中国」輸入額と中国の輸入総額に占める割合の推移

(単位 100万ドル。%)



出所 中国貿易統計

2. 中国の対「中国」輸入品目の特徴

中国の対「中国」輸入が目立つ品目等の特徴は、前回報告と共通している。

①最終製品を生産するのに必要な資材や組み立てに必要な部品類が中心である(別表-1)。

- 対「中国」輸入額が大きい50品目のうち、25品目がHS85類に分類される電気機器部品で占める。機械機器部品や精密機器部品をふくめると、35品目を占める(表-1)。IT関連機器の製造などに使われるものが多いのが特徴である。細目分類に下りてみても前回に指摘したIT関連部品、コンピュータ部品が多いことも変わらない。

- 一方、2006年時点でも自動車関連分野では、エアコン部品以外に自動車用の関連部品類の対「中国」輸入額は少ない。自動車部品、自動車用エンジン部品などは非常に少ない。

- 電気・機械機器部品以外では、繊維品の糸、織物、金属やプラスチックなどの一次製品である。それ

らは「中間財」と呼ばれる範疇に分類され、主として最終製品の生産に使われる。反対に、パルクカーゴで運ばれる粗原料、原油などの鉱物性燃料は見当たらない。

表一 1 対「中国」輸入額の上位品目の特徴

区分	品目数
電気機器部品	25
機械機器部品	4
精密機器部品	6
繊維品の中間財	5
金属・プラスチック等の中間財	8
その他	2

出所 中国貿易統計より作成

- ②いずれの品目も対「中国」輸入が始まると、輸入の増加が著しく、全体の輸入に対する割合が急上昇している。
- ③その背景に中国国内での生産規模の拡大があること等の傾向があり、中国における工程間分業、企業間取引を行うのに、貿易という手段を用いている。
- 最終製品を生産するのに必要な資材や組み立てに必要な部品類だから、それらを輸入して最終製品

等を生産するユーザーが中国内に存在することを示している。

- 前回報告では、輸出義務などの制度等に加え国内に流通しているものだけでは不足しているか補うことができない等の要因が国内にあり、国内向けの転売目的である可能性を示唆しているとした。後述の結果から、対「中国」輸入の急増は不足等の一時的な現象ではなく、むしろ制度的・構造的な要因が増加の背景にある。

対「中国」輸入は、どのような取引であるのだろうか？

可能性がある主な方法は次の2点である。

- (1) 一旦、国外に持ち出した後に（「輸出」）、輸入する
- (2) 中国の関税地域外に扱われる中国国内の保税地域に搬入した後（「輸出」）、中国国内に搬出する（「輸入」）

上記の方法と対「中国」輸入額と、どのような関連性があるのかを統計データをもとに3項および4項で検

討することにする。

3. 香港の再輸出経路（「香港」ルート）が中国の対「中国」輸入額の約8割相当

中国で生産した商品が外国に輸出された後、原産地が変わらない状態で中国に持ち込むには、中国本土に近い香港を利用するのが多い。この方法は、中国におけるビジネスモデルとして広まっている。（本稿では、便宜的に「香港ルート」と呼ぶことにする〔参考-1〕）。

【香港ルートの経路】

香港ルートの主な取引経路は、次の4段階でそれぞれ貿易統計に計上する。

- ①中国の「香港向け輸出」
——>②香港の「中国からの輸入」
——>③香港の「中国向け再輸出」
——>④中国の「香港からの中国原産品の輸入」

ただし、④は、原産地規則にしたがい、香港の原産品であれば「香港

からの輸入」と扱い、中国の原産品の場合は対「中国」輸入として扱われる（注-1）。

【香港の再輸出統計との比較】

2006年における対「中国」輸入額（733億6,600万ドル）を香港の再輸出統計に計上されている中国原産品の再輸出額（581億3,600万ドル：〔④〕）と比べると、中国の対「中国」輸入額の79.2%に相当する。

また、対「中国」輸入額に対し香港の対中国輸入額〔②〕は約2.1倍、香港の対中国再輸出額〔③〕は、約2.0倍にそれぞれ相当する（表-2）。香港の対中国輸入額〔②〕には、香港経由で米国や日本などに出荷する貨物が含まれ、香港の対中国再輸出額〔③〕には、米国や日本から香港経由で中国に向う貨物が含まれているので過大になる。

表-2 香港経由の中国輸入

	2005	2006	割合(%)
中国の対「中国」輸入	55,164	73,366	100.0
香港の対中国輸入〔②〕	132,618	151,965	207.1
香港の対中国・再輸出〔③〕	124,695	143,935	196.2
うち「中国」原産品〔④〕	46,197	58,136	79.2

出所 中国・香港の貿易統計から作成

なお、この比較には価額評価(FobとCif)の違いや貨物の移動に伴うタイムラグなどを無視していることに留意する必要がある。

したがって、香港の中国原産品の対中国再輸出額〔④〕に対する割合(以下「香港ルート比率」と略す)は約8割に相当する水準にあつて、中国原産品の還流には主として香港経由を活用していると推測できる(別図参照)。

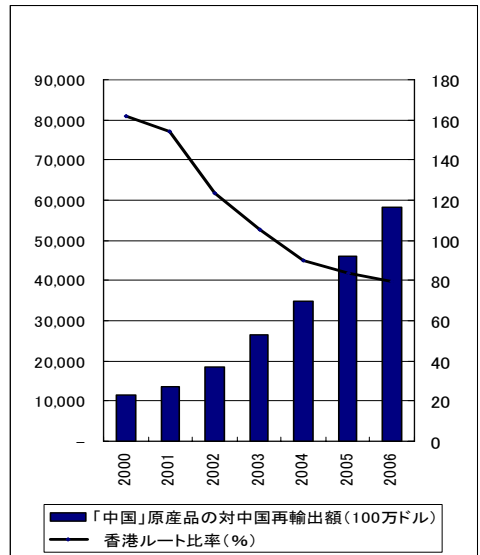
香港ルート比率の推移を示したのが図-2である。香港ルート比率が減少傾向にある主な要因として考えられるのは次の点である。

- 香港以外の国(例えば、日本や韓国)に持ち出し香港経由で中国本土に持ち込む貨物が減少した。香港より韓国などに持ち込む方が近くて便利な地域もあり、香港以外の韓国や日本に一旦輸出し中国に還流する例もある。
- 中国の輸入統計と香港の再輸出統計の計上時期のタイムラグや、香港から再輸出をしなくても、中

国国内に持ち込む方策が採れるようになったなど。

なお、香港以外の韓国や日本などの再輸出統計には原産地を特定化した再輸出額を公表していないので、香港以外の国の状況は把握できない。

図-2 香港の中国原産品の対中国向け輸出額の推移



出所 中国・香港の貿易統計から作成

(1) 香港の再輸出額からみた品目の特徴

香港の再輸出統計をもとに香港ルートを活用している品目を

- ①中国原産品の再輸出額が大きい

- ②「香港ルート」比率が高い
- ③香港の対中国再輸出額に占める中国原産品の割合が高い

の基準で、中国の対「中国」輸入額が大きいHS4桁分類の上位50品目から調べてみた。

- 中国原産品の再輸出額が大きい品目は、香港ルートによる還流が大きいことを示している。上位3品目は下表のとおり。

表－3 中国原産品の再輸出額が大きい品目例

(単位：100万ドル)

HS 番号	品目名	再輸出額
HS8473	事務機器部品	9,917
HS8529	無線通信機器部品	6,132
HS8542	集積回路	4,996

出所 香港の貿易統計

ただし、香港の中国原産品の対中国向け再輸出額が大きくても、集積回路のように、輸入額が大きいため、輸入額全体に対する香港再輸出経由の割合は4.7%と低い。また、中国の対「中国」輸入が1位でも輸入額の全

体に対する対「中国」輸入の割合は9.2%に留まる（事例-1）。

- 香港ルート比率が高い品目は、香港経由による還流が主であることを示している。高い比率となるものは電気部品が目立っている。

表－4 香港ルート比率が高い品目例

HS 番号	品目名	比率
HS8529	無線通信機器部品	73.9
HS8473	事務用機器部品	154.4
HS8536	スイッチ等部品	78.9

(注) 比率は香港ルート比率(%)を示す

反対に、香港再輸出比率が低い品目は、香港ルートを使わない品目である。

表－5 香港ルート比率が低い品目例

HS 番号	品目名	比率
HS9013	液晶表示装置	8.0
HS8527	無線電話・電信機器	7.5

(注) 比率は香港ルート比率(%)を示す

- 香港の対中国再輸出額に占める中国原産品の割合が高い品目は、

中国以外から香港経由で再輸出する品目が少ないことを示している。香港の対中国輸入（中国の対香港輸出）の狙いが香港ルートの活用であることを裏付ける。その主な品目は下表のとおり。

表一六 香港の再輸出にしめる中国原産品の割合が高い品目例

HS 番号	品目名	比率
HS8534	印刷回路	71.9
HS8525	無線通信機器・テレビカメラ	77.2
HS8507	蓄電池	77.8

(注) 比率は香港の対中国再輸出額に占める中国原産品の割合を示す

(2) 対「中国」輸入の取り扱い
は深圳税関区が4割以上

対「中国」輸入の貨物の通関した上位税関区を、中国の輸入統計から調べると表-7のとおりである(注-2)。

- 上位10税関区で対「中国」輸入貨物の96.5%、上位5税関区で84.4%と特定税関区に集中している。
- 上位6税関のうち、1位の深圳、2位の黄浦、5位の珠海、6位の広州の各税関区は広東省で香港に近い。広東省の4税関区の合計額は

67.2%を占める。深圳税関区だけでも43.6%を占め、対「中国」輸入は香港ルートの活用にあると考えても間違いがない。

表一七 対「中国」輸入の取扱い税関区

RANK	District	対「中国」輸入額			構成比(%) 2006
		2000	2005	2006	
	全税関区	7,180	55,178	73,366	100.0
1	深圳(広東省)	3,023	22,809	31,982	43.6
2	黄浦(広州)	2,493	9,037	10,371	14.1
3	上海	280	6,500	9,586	13.1
4	南京(江蘇省)	111	4,416	6,099	8.3
5	珠海(広東省)	381	3,060	3,862	5.3
6	広州(広東省)	259	2,293	3,103	4.2
7	北京	18	1,696	2,241	3.1
8	天津	45	1,417	1,589	2.2
9	廈門(福建省)	103	1,113	1,169	1.6
10	杭州(浙江省)	10	245	772	1.1

注: 順位は対中国輸入貨物の取扱い額が大きい税関区順

出所: 中国貿易統計

(3) 対「中国」輸入品の輸送手段は
道路輸送が主

- 対「中国」輸入の貨物は中国国内への輸送手段を調べた結果が表-8である(注-3)。
- 対「中国」輸入の貨物が「船舶」輸送で運ばれる割合は小さい。「船舶」輸送で輸入した貨物全体に占める対「中国」輸入額は2.3%である。「道路」輸送のそれは31.2%、「航空」輸送は9.1%だから、対「中国」輸入は「船舶」輸送に使われない商品が主であるといえる。中

国の総輸出との割合でも同様の結果となっている。

- 対「中国」輸入に限って輸送手段別の輸入額をみると、最も多いのは「道路」輸送による通関で、対「中国」輸入額の約63.5%を占めている。

「道路」輸送の貨物を取り扱った税関区の1位は深圳税関区で、「道路」輸送による通関額の67.9%を占め、2位の広東税関区を合わせると89.0%を占めている。

このことは、「道路」輸送による対「中国」輸入のうち、香港ルートの貨物の多くは香港に近い両税関区に持ち込んでいる可能性が高いことを示唆している。なお、深圳税関区で通関した対「中国」輸入額の98.9%は「道路」輸送によるものだった。

- 「航空」貨物は、「道路」輸送に次いで多く利用されている。航空貨物の取り扱いが大きい税関区は、1位が上海税関区で全体の41.6%、次いで南京、北京の順。これらの上位3税関区で航空貨物の80.4%を占めている。1位の上海税関区で取り扱った対「中国」輸入は、「航空」輸送が72.3%を占め「道路」

輸送は0.2%しかない。

「航空」輸送による対「中国」輸入が大きい上海、北京等の税関区では「道路」輸送による取扱いがないか少なく、「航空」輸送の割合が急上昇している。上海の場合、2000年から2006年の間に約64倍増となっている。航空貨物の輸送経路は、貨物機等の便数や積載の余裕どの運行状況に左右されるから、香港ルートに加え香港以外の国・地域を活用した還流経路の可能性がある。ただし、どの国・地域を経由しているのか特定できる情報は見当たらない。

表－8 輸送手段別の対「中国」輸入額（2006年）

RANK	税関区		道路輸送	構成比	航空貨物	構成比
	合計		46,603	100.0	16,623	100.0
1	深圳（広東省）	Shenzhen	31,634	67.9	9	0.1
2	黃浦（広州）	Huangpu	9,847	21.1	2	0.0
3	上海	Shanghai	179	0.4	6,933	41.7
4	南京（江蘇省）	Nanjing	1,007	2.2	4,240	25.5
5	珠海（広東省）	Gongbei	723	1.6	0	0.0
6	広州（広東省）	Guangzhou	1,765	3.8	7	0.0
7	北京	Beijing	1	0.0	2,194	13.2
8	天津	Tianjin	0	0.0	1,458	8.8
9	廈門（福建省）	Xiamen	505	1.1	476	2.9
10	杭州（浙江省）	Hangzhou	29	0.1	719	4.3

注：順位は表-3の対中国輸入貨物の取扱い額が大きい税関区順

出所：中国貿易統計

4. 保税物流園区等の活用と 対「中国」輸入との関係

「香港」ルートに代わる方法として、保税區、特に「物流保税園区」の活用がある。

この方法を「保税區」ルートと名づけると、香港ルートと同様に、中国で工程間分業を行うために部品・資材を調達するために、中国におけるビジネス・モデルの性格を持つ。

それは、

- ①税関が指定する「保税地区」に搬入して「輸出」の手続きをする。
- ②その貨物を国外に出荷せずに「輸入」手続きをする。

この方法による取引は中国の国内取引で「輸出」でも「輸入」でもないから、本来は「貿易」とならず貿易統計には含まれない。その貨物を「輸出」と「輸入」にそれぞれ貿易統計に計上するとすれば、輸入は対「中国」輸入として扱われているのではないかの仮説が考えられる(図-2)。

それを示唆する制度が「保税物流園区」および「保税區」への搬入および搬出である(制度の概略は、参考-2参照)。

保税區も保税物流園区も関税上は「外国」として扱うが、税法上の増値税の扱いは、保税區が「国内」、保税物流園区が「外国」と扱う違いがある。いずれも関税上は「外国」と扱う。税法上有利な保税物流園区は、上海、青島、寧波(宁波)、大連、張家港、天津、厦門、深圳などに設けられている(注4)。

この制度を活用すると、例えば、上海の近くでパソコンを組み立て輸出する工場の場合、中国国内で生産されたパソコンに使用する部品等を保税物流園区に一旦「輸出」し、そこから部品等を「輸入」し組み立てる方式を採る。それにより増値税の還付が受けられる。

この方法は、香港から離れている地域にとって使いやすい制度で、日系企業の利用も増えているようだ。

「保税區」ルートは国内取引だが、貿易統計に反映しているのだろうか？

2006年までの貿易統計の数値をみるかぎり、前述の仮説を裏付ける明確な数値は見出せない。対「中国」輸入に「保税區」ルートの取引が含

まれていると断定できず、不確かとしかいえないようである。その理由を制度と貿易データからみることにする。

〔制度としての取り扱い〕

保税物流園区の制度を定めた「保税物流園区に関する管理弁法」は、次のように説明している（注-4）。

- 〔第26条〕『園区貨物を区外に輸送することを輸入とみなし、園区企業或いは区外の貨物受取人（或いはその代理人）は輸入貨物の関連規定に基づき園区主管税関に申告し、税関は貨物を園区から出る特の実際監督管理方式による関連規定に従って手続きを行う』
- 〔第29条〕『区外貨物を園区に搬入することを輸出とみなし、(以下省略)』
- 〔付則第5章 第54条〕
『国際中継貨物とその他の別に規定する貨物を除き、国外から園区に搬入する貨物と園区から国外に搬出する貨物は税関輸出入統計に列挙する。区外から園区に搬入する貨物と園区から区外に搬出する

貨物は税関単独項目統計に列挙する。園区企業間で譲渡、転移する貨物、及び園区とその他の税関特殊監督区域或いは保税監督管理場所との間を往来する貨物は、税関統計に列挙しない。』

上記の付則から、貿易統計の「輸入」に計上するのは海外から保税物流園区に搬入した場合（別図の“b”）、「輸出」に計上するのは海外に輸出するために保税物流園区に搬入した場合（別図の“c”）に限られる。これは、中国の貿易統計の作成方式（General Trade System）と符合する。それ以外の保税物流園区への搬入（または搬出）は、「輸出」（または「輸入」）〔別図-IV, V〕と扱い、税関単独統計として記録するが貿易統計から除外されていると読める。

〔貿易統計上の輸出額〕

輸出統計には「保税区」ルートが存在を示唆する対「中国」輸入額に相当する輸出額を計上する項目が見当たらない。輸出統計には国・地域分類としての「中国」があるが、輸出額は小額である。「保税区」への搬入

を示唆する項目や不明・不詳の項目もない。

このため、「輸出」を輸出統計に計上せずに「輸入」のみを輸入統計に計上しているとは考えにくいことから、2006年までの貿易統計から推測する限り、「保税區」ルートによる通関実績が対「中国」輸入に計上されているとの「仮説」を示唆するものはない。

ただし、「保税ルート」の活用は最近のことだから貿易統計から推測できるだけの実績が乏しいこともあり得るかもしれない（注5）。

5. 主要品目の対「中国」輸入の状況

次の2品目を事例としてとりあげる。

- ①輸入額が最大の集積回路
- ②香港ルート比率が低い液晶表示装置

上記品目を含め他の品目別の輸入状況から推察できることは、次の点である。

- 香港に近い税関区（例えば、深圳、広東など）は陸送による輸入が大

きいから、香港に近い需要家向けの貨物は主として香港ルートを活用していると推察される。品目は単価が低い電気部品、事務用機器部品が目立つ。

- 香港から離れた税関区（例えば、上海、南京、北京など）は航空貨物の割合が高く、品目別にみても航空貨物に適する高付加価値の品目が上位にある。このため、香港だけでなく、韓国、フィリピン、日本などに持ち込まれた貨物の還流が含まれている可能性がある。
- 香港に近い税関区からの輸出が少ないのに香港ルート比率が高い品目がある。このことは、香港から離れた税関区から航空貨物として国外に持ち出された後、香港経由で還流している場合もあることを示唆している。
- 海運貨物の割合が低い。対「中国」輸入は、コンテナ船などによる大規模輸送には向いていない小ロットの反復取引であるとの推測ができる。企業間分業、工程間分業を行なうために、日々の多数の取引先との取引の結果が、巨額な取引額となっていることを思わせる。

- 品目別にみると、当該品目の輸出税関区と同一の対「中国」輸入品を通関する税関区が上位にある場合が少なくないこと。品目分類が細かくみないと断定はできないが、輸出した税関区の周囲に当該商品の大量に消費する需要家が存在する可能性があること。
- 対「中国」輸入品を通関する税関区が増えている。このことは、当該品目を使用する生産地が拡大し、ネットワーク形成の広がりを示唆している。
- 別表-1のとおり、総輸入に占める対「中国」輸入額の割合が高い品目が少なくない。このことは、対中国国内の需要家にとって「中国」輸入なしに生産活動が成り立ちにくいことを示唆している。
- このようなことから、中国の対「中国」輸入は、中国における取引の一部が国際貿易の形態をとって行なわれるビジネスモデルの性格を持っている。

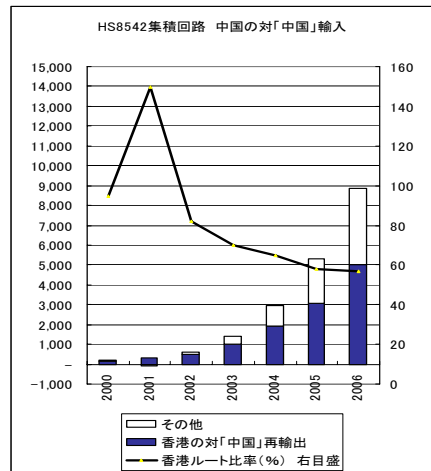
【事例-1】 HS8542 集積回路

集積回路は中国最大の輸入品目で

ある。2006年の輸入額は1071億5600万ドルと初めて1000億ドルを超えた。対「中国」輸入額（88億3900万ドル）も1位であるが、集積回路の総輸入額に占める割合は8.2%と小さい。

集積回路の輸入税関区別シェアをみると、上位は深圳(27.7%)、上海(25.2%)、南京(20.0%)である。

図-3 集積回路



注 中国の対「中国」輸入額から香港の中国原産の対中国再輸出額を差し引いた額を「その他とした（以下同じ）」

【事例-2】 液晶表示装置 (HS9013)

液晶表示装置は、中国の輸入でも対「中国」輸入でも輸入額が3位である。対「中国」輸入は、2003年以降

急増しているが、香港ルート比率は低く、2006年の対「中国」輸入額（71億1100万ドル）のうち8%に過ぎない。

その背景には、対「中国」輸入を取り扱う上位税関区が、香港から離れている上海、南京の税関区で輸送経路は航空貨物が多い。

業の進展を垣間見ることができるが、その反面、増加のペースが大きいだけに、数年後には中国の最大の輸入相手先に「中国」となる可能性がある。

1) 過大となる中国の貿易額

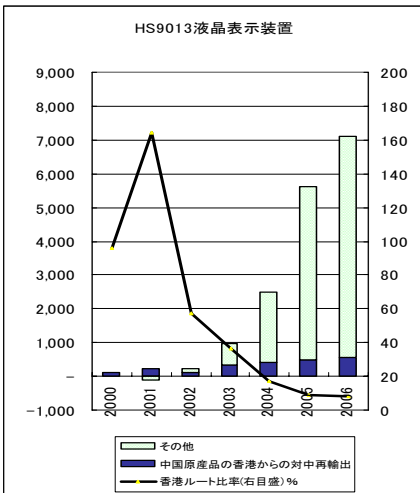
対「中国」輸入は、国内取引で済むものを、「輸出」と「輸入」を介して行うから、生産工程の企業間分業が進み部品の点数・種類が多くなると、「輸出」「輸入」を繰り返す頻度や分野が拡大する可能性が高まる。

このため、中国の輸出額、輸入額が、対「中国」輸入額に相当する分だけ膨らむことになる。

2) ビジネスモデル

中国の対「中国」輸入は、国内取引を貿易というカタチを介し中国国内市場に還流している実態を表している。しかも、対「中国」輸入は恒常的に頻繁に行われている。その背景には、「増値税」の還付を狙った税制に対する企業の対応がある。国内に生産していない部品等で奨励業種であれば関税や増値税は免除される。ところが、国内で生産され調達可能

図-4 液晶表示装置



注 図-3と同じ

6. ビジネスモデルとしての対「中国」輸入の問題点

対「中国」輸入のデータから中国国内における企業間分業、工程間分

なもの、その恩典が受けられないから、香港からの再輸出等を活用することになる。

それだけに、制度が変わらず対「中国」輸入のビジネスモデルが有効でコスト削減に効果がある限り、対「中国」輸入は今後も増加・拡大する可能性が高い。ただし、「制度」の見直しや改変等によっては優遇措置が受けられなくなって、「ビジネスモデル」の有効性を失い対「中国」輸入が激変する可能性もある。

【注記】

- 1) 香港の再輸出統計には、品目別に香港が輸入した貨物の再輸出先と貨物の原産地が分かる。
- 2) 中国の貿易統計は、中国全土を35の税関区に分けた輸出入額を公表している。
- 3) 中国の貿易統計は、航空貨物（Air）、海運貨物（Vessel）、道路輸送（Road）、その他に分けた輸送手段別の輸出入額を公表している。
- 4) 保税物流園区については日本貿易振興機

構（JETRO）のサイトが参考になる

- ① 「保税物流園区に関する管理弁法について」（税関総署令 [2005]第134号）（解説と和訳）

http://www.jetro.go.jp/biz/world/asia/cn/la/w/trade_022.html

- ② 「上海外高橋物流園区の機能」

http://www.jetro.go.jp/biz/world/asia/cn/la/w/trade_zone.html

- ③ 「保税物流園区の利用進むー増値税還付に有利ー（中国）」

<http://www3.jetro.go.jp/jetro-file/search-t/xt.do?url=13001537>

なお、「上海保税物流区外貨管理実施規則」は日綜（上海）投資コンサルティング有限公司のHPに掲載

www.jris.com.cn/rizong/webeditor/admin/upload/20060416063238621.pdf

- 5) 注-4の③項の通商弘報 2006年10月2日付の記事中に『保税物流園区の「輸出入額」の表がある。税関単独統計の数値ではないかと推察している。

【参考】

1. 中国から香港などの国外に、一旦出荷した後に輸入する理由

中国で生産した商品を香港に出荷した後に輸入する方法を採る理由として、中国の増値税の存在がある。増値税は各種の取引に課税される付加価値税のこと。増値税を軽減するには国外に持ち出す方法を説明している。

『中国では輸出用製品を加工する場合、税関の許可を受けて保税状態で原材料を輸入し工場加工した後、再輸出することが可能である。一方、中国国内製部品を購入・加工して製品を輸出する場合は部品調達の際に増値税を負担しなければならないことがある。増値税は17%にも及ぶので、非常に負担が重く、一部のメーカーでは部品を二次加工工場へ出す前に、一旦香港、日本などの第三国へ輸出し中国へ再輸入することで、増値税の負担を軽減している』

香港に輸出する例が多いのは香港が距離的に近い。特に、華南地域で活用していると見られている。

2. 保税物流園区等の「保税」区を利用する理由

中国には、関税法上『外国』扱いする制度として、①「保税物流園区」と②「保税区」がある。

保税物流園区は、「保税区の企画面積内、または保税区と隣接する特定の港湾区域内に設立し、専門的に現代国際物流業を発展させる税関特殊監督管理区域」で2004年に導入された。

両者の違いは、保税区は関税上「海外」として扱われ、税法上の増値税の扱いは「国内」。一方、物流園区は関税上も税法上も「海外」。このため、物流園区に搬入した段階で輸出とみなし増値税が還付される。

このため、物流保税園区を活用することで増値税の負担を軽減できるので、香港などに持ち出して再輸入しなくても時間的、経費的な節約が可能である。香港から離れた上海地域で活用が増えると見込まれる。

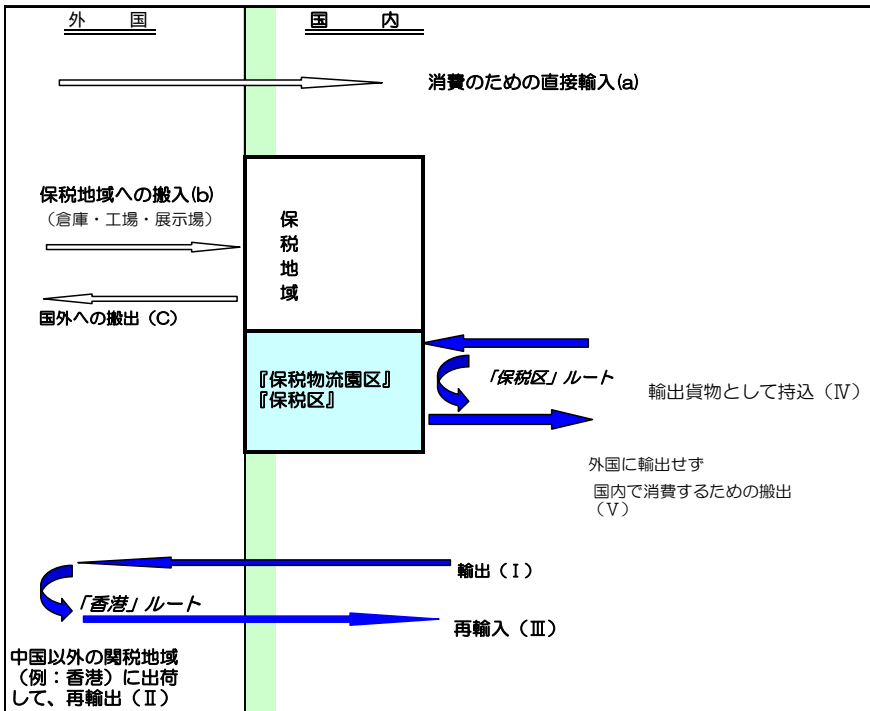
詳細は、JETRO等が紹介する「物流保税園区」を参照

<http://www3.jetro.go.jp/jetro-file/search-text.do?url=13001>

別図 中国の対「中国」輸入

中国の輸入統計は「一般貿易統計方式」であるので、輸入は原則として「消費のための輸入」(a)と、「外国から保税地域への搬入」(b)の合計である。

- 「香港」ルート 一旦、中国の関税地域外（例えば香港）等に出荷して、再輸入する経路を指す（下図のⅠ-Ⅱ-Ⅲ）
- 「保税区」ルート 国内にある中国の関税地域外に（「保税区」や「保税物流園区」）に隣接する「保税物流園区」に「輸出」品として持ち込んだ後、中国国内で部材等として消費するために「保税区」から搬出する経路を指す（下図のⅣ、Ⅴ）



筆者：作図

別表－１ 中国の対「中国」輸入額が大きい上位品目

単位 100万ドル

RANK	HS	Description	対「中国」輸入		総輸入に占める割合	
			2000	2006	2000	2006
		総額	7,173	73,356	3.2	9.3
1	8542	集積回路	184	8,839	1.3	8.2
2	8529	TV, ラジオ等の無線通信機器の附属品・部品	151	8,299	4.2	42.2
3	9013	液晶デバイス、レーザー等の光学機器	118	7,111	12.7	19.8
4	8473	事務用機器の部品・附属品	752	6,422	13.7	33.5
5	8471	自動データ処理機械	343	6,316	7.6	31.7
6	8534	印刷回路	138	2,688	8.7	30.9
7	8536	スイッチ、継電器等の電気回路の開閉用機器類	127	2,613	7.7	34.3
8	8504	トランス、整流器等	275	2,404	14.4	36.4
9	8541	半導体	197	2,194	5.5	16.7
10	8525	無線通信機器、テレビカメラ	0	2,151	0.0	35.1
11	8522	音響機器の部品・附属品	818	1,782	38.4	62.6
12	8507	蓄電池	100	1,308	13.0	30.6
13	8544	電気絶縁をした線、ケーブル類	93	937	6.9	27.0
14	8518	マイクロホン及びそのスタンド、拡声器などの音響機器	73	877	15.4	49.8
15	5205	綿糸	209	804	23.1	43.5
16	8532	コンデンサー	130	771	7.9	13.8
17	8501	電動機及び発電機	299	710	28.5	28.8
18	7410	銅のはく	165	653	26.8	26.5
19	3907	ポリアセタール・エポキシ樹脂・ポリカーボネート等	86	616	4.9	10.8
20	8517	有線用電話・電信用機器	41	607	1.0	16.7
21	8414	真空ポンプ、コンプレッサー	17	564	1.7	14.1
22	4107	牛又は馬類の動物の革	1	549	1.2	21.0
23	9001	光ファイバー、光ファイバーケーブル	15	544	2.8	13.0
24	9009	複写機	51	485	9.4	37.5
25	8527	無線電話・電信用機器	2	458	4.6	75.8
26	9002	レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品	7	429	4.1	37.5
27	8540	熱電子管、冷陰極管、光電管等	142	417	3.8	29.6
28	8523	記録用の媒体	6	411	4.6	15.5
29	6006	その他のメリヤス編物及びクロセ編物	-	334	-	26.5
30	5209	綿織物	147	291	19.8	27.7
31	8533	抵抗器	41	275	7.6	18.5
32	8543	その他の電気機器	14	264	2.8	10.6
33	7403	精製銅又は銅合金の塊	37	247	3.0	4.5
34	8505	電磁石、永久磁石	36	226	9.9	32.0
35	5208	綿織物	126	223	17.8	31.8

出所 中国貿易統計